

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者について
2. 事業所の概要
3. 当事業所が提供するサービスと利用料金
4. 利用料金
5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等
6. サービス提供に関する留意事項
7. サービス利用を終了する場合（契約の終了について）
8. 守秘義務（個人情報の保護）
9. 事故発生時等の対応
10. 身体拘束等の原則禁止
11. 虐待の防止について
12. サービス内容に関する苦情の受付について
13. サービス利用にあたっての禁止事項

社会福祉法人 厚生協会

居宅介護支援事業所 新得やすらぎ荘

居宅介護支援 重要事項説明書

＜ 令和6年 4月 1日改訂 ＞

あなた（又はあなたのご家族）が利用しようと考えている居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容は以下のとおりです。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（新得町 平成30年3月22日条例第6号）第7条の規定に基づき、居宅介護支援の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者について

事業者名称	社会福祉法人 厚生協会
代表者氏名	理事長 田中 雅之
法人本部所在地	北海道上川郡新得町西3条北1丁目5番地3
代表電話番号	0156-64-5001

2. 事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 新得やすらぎ荘
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（北海道第 0174700179 号）
指定年月日	平成13年4月1日
事業所の所在地	北海道上川郡新得町西3条北1丁目
事業所電話番号	0156-69-5110
通常の事業の実施地域	新得町全域

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

（2）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ※ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日、 8月13日～8月15日を除く
営業時間	午前9時～午後5時30分
緊急時連絡先	特別養護老人ホーム 新得やすらぎ荘 (0156-64-5196)

（３）事業所の職員体制

総括管理者	居宅介護支援事業を含む、施設内で行っている介護保険サービスの包括的管理を行います。	御 幸 直 美
管 理 者	居宅介護支援事業の業務管理を行います	澤 田 直 樹
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。 給付管理及び介護給付費の請求事務を行います。	1 名 以 上

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金 【契約書第4～10条関係】

- （１）利用者状況の把握（アセスメント）
- （２）居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- （３）居宅サービス事業者との連絡調整
- （４）サービス実施状況の把握・評価（モニタリング）
- （５）給付管理の実施
- （６）要介護認定の申請代行と認定調査の実施
- （７）相談業務（介護保険施設への紹介含む）

4. 利用料金 【契約書 第11条関係】

（１）利用料

- ◎要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、お客さまの自己負担はありません。
- ◎ただし、お客さまに保険料の滞納等が生じた場合は、当事業所に直接介護保険給付が支払われない場合があります。
その場合は、１ヶ月につき要介護度及び該当する内容に応じて、別紙『居宅介護支援利用料金』に記載した金額をお支払いただき、当事業所より【サービス提供証明書】を発行いたします。
- ◎後日、この【サービス提供証明書】を保険者に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（２）交通費

- ◎お客さまがサービス提供実施地域にお住まいの場合又は事業所と相談のうえ、訪問することが可能な地域に居住する場合、自動車を使用した場合の交通費については、無料です。

（３）解約料

- ◎お客さまは、契約書に定められた解約事項に基づき、契約を解除する場合には、解約料は一切かかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

運営の方針	◎当事業所は、要介護状態になったお客さまが自宅において、日常生活を営むために必要な介護サービスを利用できるよう、お客さまの心身の状況等を勘案して、適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成いたします。 ◎居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけるサービス事業所の選定にあたっては、お客様より複数のサービス事業者の紹介を求められた場合及び、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられたサービス事業所の選定理由を求められた場合には、説明させていただきます。 ◎居宅サービス計画（ケアプラン）作成後も、お客さまに対し、適切なサービスが提供されるようサービス担当者会議、サービス事業者等との連絡調整を行い、お客さまの状態の変化に応じた対応を随時行います。
居宅介護支援の実施	◎お客さまの心身の状況を把握し、課題分析に用いる項目は厚生労働省の定める『課題分析標準項目』を満たした内容で行います。 ◎解決すべき課題に基づき、提供サービスの目標と期間、サービス提供上の留意点を盛り込んだ居宅サービス計画（ケアプラン）の原案を作成いたします。

6. サービス提供に関する留意事項 【契約書 第3条関係】

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

事業所は、サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定いたします。

（２）事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、お客さまに対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

7. サービス利用を終了する場合（契約の終了について）

（１）お客さまのご都合でサービスの終了する場合 【契約書 第19条関係】

契約書に定められた解約事項に基づき、契約を解除する場合は、必ず事業所または担当の介護支援専門員にお申し付け下さい。

（２）当事業所の都合でサービスを終了する場合 【契約書 第20条関係】

事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合、予め文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者を紹介させていただきます。

（３）自動的に終了する場合 【契約書 第17条関係】

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ①お客さまが介護保険施設に入所した場合
- ②介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、自立または要支援と判定された場合
- ③お客さまがお亡くなりになられた場合

8. 守秘義務（個人情報の保護） 【契約書 第13条関係】

（１）利用者及びその家族に関する秘密の保持

◎事業者は居宅介護支援サービスを提供するうえで知り得たお客様及びその家族の個人に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

◎また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

（２）個人情報の保護について

◎事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護保険事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

◎事業者は従業者に、業務上知り得た利用者及びその家族に秘密について、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとします。

9. 事故発生時等の対応

（１）緊急時の対応 【契約書 第14条関係】

利用者に対する居宅介護支援の提供中、利用者の容態に急変またはその他緊急の事態が発生した場合には、医療機関に連絡するなどの措置を講ずるほか、すみやかに利用者の家族に連絡を行うなど必要な措置を講じます。

緊急時連絡先	氏 名	続柄
	住 所	
	連絡先①	
	連絡先②	

（２）損害賠償責任 【契約書 第16条関係】

◎事業者はサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、お客様へ生じた損害について賠償する責任を負います。

守秘義務に違反した場合、同様とします。

◎ただし、お客様に過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認めれる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

◎なお、事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。

保 険 名：「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

10. 身体拘束等の原則禁止 【契約書 第15条関係】

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 澤田 直樹
-------------	-----------

(2) 虐待防止委員会の開催及び高齢者虐待防止のための指針を整備しています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待に対するご相談は、法人に設置した「第三者委員」に申立を行うこともできます。

第三者委員 清 野 光 彦	【住所】 新得町西3線50-15 【電話】 0156-64-5562
第三者委員 又 原 一	【住所】 新得町屈足旭町4丁目1番地26 【電話】 0156-65-2149

12. サービス内容に関する苦情の受付について 【契約書 第21条関係】

提供した居宅介護支援に係る利用者及びご家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【事業所の窓口】 居宅介護支援事業所 新得やすらぎ荘	【受付】 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分 【住所】 新得町西3条北1丁目 【電話】 0156-69-5110
【市町村(保険者)の窓口】 新得役場 保険福祉課介護保険係	【受付】 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 【住所】 新得町3条南3丁目 【電話】 0156-64-0533 ※保険者が新得町以外の方は、該当する保険者 (市町村)の担当係が窓口となります。
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険 団体連合会 苦情相談窓口	【受付】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 【住所】 札幌市中央区南2条西14丁目 【電話】 011-231-5175

13. サービス利用にあたっての禁止事項

利用者様、ご家族様より、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

(1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

(3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載する行為